⑻　参加資格の認定　2(1)1）ア）b）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も４(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が指名を受けるためには、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

また、2(1)1）イ）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。

⑼　予定価格が100万円を超える業務の場合、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

⑽　その他詳細は入札説明書（共通事項）及び（個別）による。

6　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SATO Shinpei, General Manager of Kitashuto National Highway Office Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑶　Subject matter of the contract : R3 National Route 4 Higashisaitama-douro road bridge preliminary design work (No. 1).

⑷　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 7 October 2021 (by mail or E-mail : 3 : 00 P.M. 7 October 2021)

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 13 December 2021 (by bringing : 5 : 00 P.M. 13 December 2021)

⑹　Contact point for documentation relating the proposal : Edogawa River Office Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 134, Miyazaki, Noda City, Chiba 278—0005. TEL : 04—7125—7312

E-mail : ktr-kitas.keiri792@gxb.mlit.go.jp

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務は入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官の事務所とは別の事務所（関東地方整備局江戸川河川事務所）において行う業務である。

令和３年９月27日

分任支出負担行為担当官　関東地方整備局

北首都国道事務所長　佐藤　眞平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　Ｒ３国道４号東埼玉道路橋梁予備設計（その２）業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、東埼玉道路および圏央道において橋梁予備設計、インターチェンジ予備設計、道路詳細設計を行うものである。

⑷　履行期間　履行期間は、以下のとおり予定している。

令和４年１月（下旬）から令和４年５月31日まで

⑸　i-Constructionにおける「ＩＣＴの全面的な活用」の実施について　本業務は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することによりＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＢＩＭ／ＣＩＭ活用業務（発注者指定型）である。

⑹　電子入札システム　本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　その他

１）参加要件等　本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務であり、参加要件等は以下のとおりである。

・業務実績

同種業務：高速自動車国道及び自動車専用道路における橋梁予備設計業務

類似業務：道路における橋梁予備設計業務（同種を除く）

２）試行に関する事項　入札説明書（共通事項）によるほか、以下のとおりとする。

・更なる品質確保対策（低入業務における第三者による照査範囲の拡大）

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格

１）基本的要件

ア）単体企業

ａ）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ｂ）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和３・４年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

ｃ）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

ｄ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ｅ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ｂ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ）設計共同体　上記ア）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年９月27日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長からＲ３国道４号東埼玉道路橋梁予備設計（その２）業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

２）資本関係又は人的関係　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書（共通事項）参照）

⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、企業及び配置予定技術者の実績並びに資格、継続教育取組実績、成績、表彰及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

１）指名された入札参加者は、「価格」及び「予定技術者の経験及び能力」、「実施方針など」をもって入札をし、予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、以下の⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。